



「ゼロゼロ融資」を借り入れた県内中小企業の経営改善を支援します。

中小企業経営改善計画等策定支援事業

(国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)



1 このようなことでお困りの方

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えており自ら経営改善計画等を策定することが難しい。



国の「経営改善計画策定支援事業」

金融機関からの返済条件変更の金融支援を受けることを予定し、金融調整を伴う内容。

資金繰り悪化等が生じ経営に支障が生じることを予防するために、資金繰りの安定化を図りつつ収益力を改善したい。



国の「早期経営改善計画策定支援事業」

金融支援は目的とせず、早期から経営を見直すための資金実績・計画表などの基本的な内容を整理。

2 国の「経営改善計画策定支援事業」

国が認定した専門家の支援を受けて本格的な経営改善計画を策定し、金融機関への返済条件を変更する場合、専門家に対する支払費用の2/3（上限200万円）を国が補助。

県は、利用した中小企業等に対し、計画策定費用の1/6（上限50万円）を補助します。

鹿児島県から上乗せ補助を受けた場合の例

	① 計画策定費 支援費用	② 消費税（※） ①×10/110	③ 税抜金額 ①－②	④ 鹿児島県補助額 ③×1/6
例①	440万円	40万円	400万円	上限 50万円
例②	264万円	24万円	240万円	40万円

※ 補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まないものとします。

3 国の「早期経営改善計画策定支援事業」

国が認定した専門家の支援を受けて、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの経営改善計画を策定。専門家に対する支払費用の2/3（上限50万円）を国が補助。

県は、利用した中小企業等に対し、計画策定費用の1/6（上限12.5万円）を補助します。

鹿児島県から上乗せ補助を受けた場合の例

	① 計画策定費 支援費用	② 消費税（※） ①×10/110	③ 税抜金額 ①－②	④ 鹿児島県補助額 ③×1/6
例①	90.2万円	8.2万円	82万円	上限 12.5万円
例②	39.6万円	3.6万円	36万円	6.0万円

※ 補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まないものとします。

4 補助対象者

次の要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の融資を受けた者
- ② 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行が行う特別貸付を受けた者

(2) 国が実施する「経営改善計画策定支援事業」または「早期経営改善計画策定支援事業」を利用し、令和4年12月20日以降に計画策定費用支払通知を受けた者 等

※ 鹿児島県信用保証協会の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る補助を受けた者は対象外

5 申込期限 令和9年3月5日（金）必着 ※補助金交付決定額が予算に達し次第、受付を締め切ります。

6 申請に必要な書類

- ・ 中小企業経営改善計画等策定支援事業補助金交付申請書兼請求書
 - ・ 県中小企業活性化協議会が発行した「計画策定費用支払通知書」の写し
 - ・ 県信用保証協会が発行した新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の信用保証書の写し又は株式会社日本政策金融公庫等が発行した特別貸付を受けたことがわかる書類の写し 等
- ※ 詳細は県のホームページ等でご確認ください。

